

契約管財局発注の物品供給等契約案件における随意契約(特名随意契約)の結果について(少額随意契約を除く)

No.	案件名称	物品種目	契約の相手方	契約金額 (税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	WTO
1	令和2年度 障がい福祉サービス費支払実績等管理ツール 借入	158:情報処理用機器	(株) ニック	2,970,000	令和2年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G30	
2	令和2年度2500分1精度地図データ 借入	158:情報処理用機器	(株) ゼンリン	15,586,560	令和2年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G30	
3	令和2年度1万分1精度地図データほか2点 借入	158:情報処理用機器	(株) マップル	2,640,000	令和2年4月1日	地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号	G30	
4	業務系及び庁内情報ネットワーク用電子計算機組織一式 借入	158:情報処理用機器	(株) 日立製作所	549,107,196	令和2年4月1日	地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号	W2	適用
5	A重油(港湾局)第1四半期(その2)買入(単価契約)	33:石油類	大同燃料(株)	51,700	令和2年4月22日	地方自治法施行令第167条の2第1項第6号	G26	
6	紙マスク 買入	27:医療用機器	ヒューマンプランニング(株)	2,502,500	令和2年4月27日	地方自治法施行令第167条の2第1項第5号	G22	
7	ろ過式集じん装置用ろ布(鶴見斎場)買入	19:産業用機器	ホーコス(株)	4,444,000	令和2年5月15日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G30	
8	ろ過式集じん装置用ろ布(北斎場)買入	19:産業用機器	ホソカワミクロン(株)	5,610,000	令和2年5月28日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G30	
9	瓜破斎場電動棺運搬車 修繕	19:産業用機器	(株)宮本工業所	2,200,000	令和2年6月25日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G31	
10	はしご車分解整備	37:自動車修理	(株)モリタテクノス	20,680,000	令和2年6月25日	地方自治法施行令第167条の2第1項第6号	G31	

1

随意契約理由書

1 案件名称

令和2年度 障がい福祉サービス費支払実績等管理ツール 借入

2 契約の相手方

株式会社ニック

3 随意契約理由

本案件は、大阪府国民健康保険団体連合会から送信される事業者請求の点検結果情報等（国保連CSV）を取り込み、市町村審査用資料及び各種統計資料等の作成のため、必要データを抽出・集計等できるソフトウェアを借り入れるものである。

そのための要件として、大阪府国民健康保険団体連合会から送信される事業者請求の点検結果情報等（国保連CSV）の取り込みのみで作動し、市町村審査用資料及び各種統計資料等の作成にあたり、迅速かつ正確に必要なデータを抽出・集計等することが必要である。

これらの要件を満たすソフトウェアは上記業者が制作している「オクトパスIV」しかなく、中間業者を介さず直接販売（賃貸）されているものである。

以上の理由から、上記業者を指定する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

大阪市福祉局障がい者施策部障がい支援課

電話番号：06-6208-7919

2

随意契約理由書

1 案件名称

令和2年度2500分1精度地図データ 借入

2 契約の相手方

株式会社ゼンリン

3 随意契約理由

本案件は市民からの119番通報を受けて、迅速に災害発生地点を特定するために消防情報システムで使用する地図データを借り入れるものである。

そのための要件として、詳細住所（号、番地）や地下街の詳細情報及び居住者名、店舗名が表記されていないならば、年に1回以上のデータ更新により最新の地図であることが必要である。

これらの要件を満たすデータベース用地図データは上記業者が製作している「Zmap-TOWN II」しかなく、中間業者を介さず直接販売（賃貸）されているものである。

以上の理由から、上記業者を指定する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

消防局警防部警防課（情報システム） （電話番号 06-4393-6573）

3

随意契約理由書

1 案件名称

令和2年度1万分1精度地図データほか2点 借入

2 契約の相手方

株式会社マップル

3 随意契約理由

本案件は市民からの119番通報があった際に、災害現場に最も早く到着する消防隊や救急隊を出动させるための基礎となるものであり、消防隊や救急隊が緊急出場する際の走行ルートや消火栓を決定するための地図として利用されているものである。

そのための要件として、主要道路や交差点名称、ガソリンスタンドなどの目標物が記載され、丁目ごとに色分け表示される等視認性に優れたものでなければならず、かつ年に1回以上のデータ更新により最新の地図であることが必要である。

これらの要件をみたすデータベース用地図データは株式会社昭文社が製作している「MAPPLE」しかなく、販売(賃貸)にあつては株式会社マップルのみが行っている。

以上の理由から、上記業者を指定する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

消防局警防部警防課(情報システム) (電話番号 06-4393-6573)

4

随意契約理由書

1 案件名称

業務系及び庁内情報ネットワーク用電子計算機組織一式 借入

2 契約の相手方

株式会社日立製作所 関西支社

3 随意契約理由

大阪市情報通信ネットワーク内で稼動している業務系ネットワーク、庁内情報ネットワーク、基盤間連携ネットワークそれぞれで使用する機器の契約は、ソフトウェアの開発業者とハードウェアを同時に選定する内容で調達を実施し、選定にあたっては提案要請方式により、その評価を行った結果、株式会社日立製作所関西支社と契約を締結し、業務系ネットワーク用機器については平成8年12月から、庁内情報ネットワーク用機器については平成14年2月から、それぞれ借入を開始している。

なお、当該機器については、機器調達における本市の要件として、特に、職制改正等に伴う機器設置拠点の改廃や移転等による機器の追加・撤去・交換等に柔軟に対応することが必須となっており、リースによる契約では、機器の撤去・交換に伴う契約変更の際に違約金が発生することから、レンタル契約を選択している。

令和2年度においても、引続き当該ネットワーク用機器の借入れを行うものである。大阪市情報通信ネットワークを安定稼働させるためには、障害時における迅速な対応が必要となるため、既存機器を熟知しているネットワーク保守業者から借入れる必要がある。万が一、本庁舎、ATC、区役所等の各庁舎といった主要拠点に設置しているネットワーク用機器を総入れ替えする必要があり、それに伴う機器の環境設定やソフトウェアのインストール、動作確認テスト等といったネットワークの再構築が必要となり、その結果、長期間にわたってネットワークが停止することになる等、本市の各業務に重大な支障をきたすことになる。

また、増設機器についても、既設機器を含めた設計・検証等が必要になるため、大阪市情報通信ネットワークを熟知しているネットワーク保守業者から借入れる必要があり、万が一、ネットワーク保守業者が保守可能な機器を借入しなければ、ネットワークの安定稼働の確保が困難になるとともに、既設機器との接続確認、動作確認テスト等の作業が膨大となる。

したがって、現行機器が実現している性能・品質を背景とした本市の求める業務上の要件を満たし、業務を円滑に進めるためには、上記業者の製品を引続き借入する必要があり、本契約は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号に該当するため、これに基づき随意契約を行うものである。

4 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号

5 担当部署

ICT戦略室 基盤担当（電話番号 06-6543-7121）

5

随意契約理由書

1 案件名称

A重油（港湾局）第1四半期（その2）買入（単価契約）

2 契約の相手方

大同燃料株式会社

3 随意契約理由

本案件については港湾局が所管している給水船及び作業船について、A重油の給油を行うものであるが、令和2年度第1四半期分について令和2年3月11日に入札を執行したものの、応札者がなかったことから、入札が取りやめとなった。

本案件については船舶の作業上、5月1日から給油を開始しなければ、本市業務に支障が出る可能性があり、5月1日から給油を開始するには、遅くとも令和2年4月20日頃までに契約の締結を行わなければならない。

本来であれば再度入札を執行すべきであるが、再度入札を執行していると間に合わないことから、本市入札参加資格を有する事業者へのヒアリングにて対応可能との回答が得られた上記業者と随意契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第6号

5 担当部署

港湾局総務部経営改革課（調達） 電話番号 06-6615-7716

6

随意契約理由書

1 案件名称

紙マスク 買入

2 契約の相手方

ヒューマンプランニング株式会社

3 随意契約理由

現在、日本国内はもとより、世界中で新型コロナウイルスの感染者が著しく増加している状況である。

消防や救急事業に関しては、多くの人と接触することが必然であり、今後、消防職員間で感染が拡大した場合には、消防・救急体制を維持することが困難になるおそれがあり、市民の負託に応えるためには職員の感染を防止することが不可欠であることから、紙マスクを緊急に調達する必要性が生じていたところ、上記業者より紙マスクを保有しているとの情報提供があったものである。

新型コロナウイルスによる感染症の蔓延を防止し、消防職員の衛生環境維持に万全を期すため、緊急にマスクを調達する必要性があり、上記業者であれば、現在急激に需要が増加し入手が困難である紙マスクを保有しており、新たに手配する必要が無く迅速な対応が可能である。よって上記業者と随意契約を行う。

4 根拠法令 地方自治法施行令第167条の2 第1項第5号

5 担当部署

消防局企画部人事課（電話番号 06-4393-6126）

7

随意契約理由書

1 案件名称

ろ過式集じん装置用ろ布（鶴見斎場）買入

2 契約の相手方

ホーコス株式会社

3 随意契約理由

（1）製品選定理由

今回買入の鶴見斎場ろ過式集じん装置用ろ布は、ホーコス株式会社製の排ガス処理装置の主要構成部品であり、排ガス性状（量・温度・流速・圧力損失等）を考慮して、当該会社が独自の技術により設計・製作したものである。

したがって、本部品はろ過式集じん装置と一体であり、形状・寸法、材質及び性能保証の関係から他社製品は使用できないため、ホーコス株式会社製を選定するものである。

（2）業者選定理由

本部品は、ホーコス株式会社が直接販売を行っており、他社では取扱いが出来ないため、ホーコス株式会社を特名するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

環境局 総務部 施設管理課 （電話番号 06-6630-3374）

8

随意契約理由書

1 案件名称

ろ過式集じん装置用ろ布（北斎場）買入

2 契約の相手方

ホソカワミクロン株式会社

3 随意契約理由

（1）製品選定理由

今回買入の北斎場ろ過式集じん装置用ろ布は、ホソカワミクロン株式会社製の排ガス処理装置の主要構成部品であり、排ガス性状（量・温度・流速・圧力損失等）を考慮して、当該会社が独自の技術により設計・製作したものである。

したがって、本部品はろ過式集じん装置と一体であり、形状・寸法、材質及び性能保証の関係から他社製品は使用できないため、ホソカワミクロン株式会社製を選定するものである。

（2）業者選定理由

本部品は、ホソカワミクロン株式会社が直接販売を行っており、他社では取扱いが出来ないため、ホソカワミクロン株式会社を特名するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

環境局 総務部 施設管理課 （電話番号 06-6630-3374）

9

随意契約理由書

1 案件名称

瓜破斎場電動棺運搬車修繕

2 契約の相手方

株式会社宮本工業所

3 随意契約理由

本案件で修繕を予定している電動棺運搬車は、株式会社宮本工業所が設計を行い、製造メーカーに製造を委託し販売している商品であるため、当該車両の販売及び修繕を行う際には、株式会社宮本工業所の許諾が必要となっている。

また、製造メーカーとの契約において、当該製品の修繕については、設計を行った株式会社宮本工業所が責任施工することとなっている。

よって、当該車両の修繕や機器の調整を行えるのは株式会社宮本工業所のみである。また、長期的に当該車両を正常に機能することを保証させることができるのも同社のみである。

以上の理由から株式会社宮本工業所と特名随意契約を行う。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

環境局 事業部 事業管理課（斎場霊園） （電話番号 06-6630-3136）

10

随 意 契 約 理 由 書

1 案件名称

はしご車分解整備

2 契約の相手方

(株)モリタテクノス

3 随意契約理由

はしご車は、高所での消防活動を目的として、道路運送車両法及び道路運送車両の保安基準並びに、はしご自動車の安全基準に基づき設計・製作され、消防活動上確実な動作と人命保護上高度な安全性を要求されるものである。

当該はしご車は株式会社モリタ製であり、車両ぎ装全般について独自の技術で設計・製作されており、また構造及び相互の関連機器並びに各種装置等には特許部分があり、点検整備には製造会社独自の高度かつ専門的な知識と技術が必要である。

上記業者は、製作会社からはしご車点検整備業務などメンテナンス業務の一切を移管された唯一の業者である。

よって、本業務は上記業者以外では履行することができないため、上記業者を指定する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

消防局警防部警防課（機械器具開発） （電話番号 06-4393-6191）